別記様式（第23条関係）

表面

第　　号

原子力損害賠償支援機構法第65条第2項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

主務大臣　　印

（押出スタンプ割印）

写真

裏面

原子力損害賠償支援機構法抜粋

第65条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第75条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第65条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格B7とすること。

○内閣府・経済産業省令第一号

原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令

原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣　菅　直人

経済産業大臣　海江田万里

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、原子力損害賠償支援機構法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（業務方法書の変更の認可申請）

第二条　機構は、法第三十六条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項及び当該変更の内容

二　変更を必要とする理由

三　その他参考となるべき事項

（業務方法書の記載事項）

第三条　法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五章第三節の規定による資金援助その他同節の規定による業務に関する事項

二　法第五章第四節の規定による相談その他同節の規定による業務に関する事項

三　その他法第三十五条に規定する業務の方法

（一般負担金年度総額の設定基準）

第四条　法第三十九条第二項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らして必要な金額の確保を図ることができるものであること。

二　法第三十九条第一項の規定により算定される各原子力事業者の負担金の額が、次のイからハまでの基準を満たすこと。

イ　原子力事業者による電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できるものであること。

ロ　資金調達、配当その他の原子力事業者の財務活動について、通常実施することが相当と認められるものを妨げるおそれのないものであること。

ハ　電気の使用者の経済活動等に著しい影響を及ぼすことが見込まれるものでないこと。

三　一定の水準を安定的に維持できるものであること。

（負担金率の設定基準）

第五条　法第三十九条第三項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情に照らして、相応な比率であること。

二　特定の原子力事業者に対し、不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

（約束手形）

第六条　法第四十一条第1項第四号に規定する主務省令で定める約束手形は、コマーシャル・ペーパーとする。

（特別事業計画に記載する事項等）

第七条　法第四十五条第二項第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　原子力事業者の事業の円滑な運営の確保のための方策

二　機構の財務状況

三　原子力損害に係る実用発電用原子炉又は実用再処理施設の適切な処理のための措置（当該処理に従事する者の安全の確保等に係る措置を含む。）に関する事項

2　特別事業計画には、その記載内容の参考となるべき資料を添付しなければならない。

（軽微な変更）

第八条　法第四十六条第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　提出者である機構又は原子力事業者の商号若しくは名称、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更

二　資金援助（資金交付を除く。以下この号において同じ。）の種類の変更（資金援助の総額の増加を伴わないものに限る。）

三　資金援助の時期の変更（一年を超えない範囲のものに限る。）

四　資金援助の額の変更（額を減少するものに限る。）

五　前各号の変更に伴う所要の変更（認定特別事業計画の趣旨の変更を伴わないものに限る。）

六　前条第一項第二号に掲げる事項の変更

七　前各号に掲げるもののほか、認定特別事業計画の趣旨の変更を伴わない変更

（国債の登録）

第九条　機構は、法第四十八条第二項の規定により国債の交付を受けたときは、速やかに、国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第二十八条に定めるところにより、国債の登録を請求するものとする。

（特別負担金額の設定基準）

第十条　法第五十二条第二項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　認定事業者による電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できるものであること。

二　収支の状況に照らして経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額の負担をするものであること。

（検査職員の身分証明書）

第十一条　法第六十五条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。